

随意契約理由書

担当課
高齢者福祉課

契約内容	契約件名	館山市高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託
	業務概要	第9期高齢者保険福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定に当たり、基礎データの収集解析や市民ニーズの把握を行うとともに、国・県の指針や計画と整合を図りながら、本市の特性や実態に即した計画の策定支援を行う。
	契約金額	金7,351,525円(消費税及び地方消費税を含む)
	契約締結日	令和元年12月16日
	契約期間	令和元年12月16日 ~ 令和3年3月31日
	契約の相手	東京都江東区新木場1丁目18番11号 株式会社ぎょうせい 東京支社

根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契 工事又は製造の請負 130万円以下 財産の売払い 30万円以下 財産の買入れ 80万円以下 物件の貸付け 30万円以下 物件の借入 40万円以下 その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号 落札者が契約を締結しないとき

随意契約理由

本業務では、国・県の動向や時代の潮流、市民のニーズや地域の実情等を的確に分析した上で、実効性の高い計画を策定するために、分析力や専門的知識を有する事業者を選定する必要があることから、金額のみならず、提案内容等を総合的に評価して事業者選定を行う「公募型プロポーザル方式」を採用した。  
 公募により2者から参加申請・企画提案書の提出があり、審査会による審査を行った結果、委託先として最適であると判断された上記事業者に業務を委託するものである。